

法人番号	231017
プロジェクト番号	S1591008L

**平成 27 年度～平成 31 年度「私立大学戦略的研究基盤形成支援事業」
研究成果報告書概要**

1 学校法人名 日本福祉大学 2 大学名 日本福祉大学

3 研究組織名 福祉政策評価センター

4 プロジェクト所在地 名古屋市中区千代田5-22-35

5 研究プロジェクト名 重複化する福祉制度の設計と自治体運用に関する評価とフィードバック

6 研究観点 研究拠点を形成する研究

7 研究代表者

研究代表者名	所属部局名	職名
平野 隆之	福祉政策評価センター	センター長

8 プロジェクト参加研究者数 23 名

9 該当審査区分 理工・情報 生物・医歯 人文・社会

10 研究プロジェクトに参加する主な研究者

研究者名	所属・職名	プロジェクトでの研究課題	プロジェクトでの役割
岩田 正美	日本福祉大学研究フェロー	A グループリーダー: A グループの統括、政策経路の分析	A: 困窮者支援グループ ①生活困窮者自立支援制度の導入経路の分析と生活保護制度との重複に関する整理 ②両制度の相談実績・支援実績のデータシステム開発と経年的支援データの分析 ③個別支援計画の分析による地域資源開発と利用の実態把握 ④制度対象外となった利用者の追跡調査 ⑤評価結果の自治体へのフィードバックと Good Practice の要因分析 ⑥研究フォーラムの開催と Good Practice の実験的普及
原田 正樹	日本福祉大学社会福祉学部・教授	地域資源の開発・運用の評価と Good Practice の要因分析	
山田壮志郎	日本福祉大学社会福祉学部・准教授	利用者の追跡調査と分析、評価結果の自治体へのフィードバック	
横山由香里	日本福祉大学社会福祉学部・准教授	個別支援計画の収集と支援方法・展開に関する分析	
奥田 佑子	日本福祉大学福祉政策評価センター・客員研究員	利用者データシステムの開発及び経年的な支援の実績分析、追跡調査	
野田 博也	愛知県立大学教育福祉学部・准教授	政策経路の分析	
金 永鐘	韓国慶星大学・教授	A・B・Cを横断する地域福祉としての Good Practice の要因分析	

法人番号	231017
プロジェクト番号	S1591008L

平野 隆之	日本福祉大学福祉政策評価センター長	全体統括・BおよびDグループの統括: 地域福祉としての3領域の横断的評価	B: 介護保険グループ ①介護保険制度改正の変遷の分析、地域支援事業の拡充の導入分析 ②介護保険制度と地域支援事業の利用実績の分析のためのソフト開発と経年的データ分析 ③生活支援コーディネーターの機能および資源開発に関する実態調査 ④評価結果の自治体へのフィードバックと Good Practice の要因分析 ⑤研究フォーラムの開催と Good Practice の実験的普及
二木 立	日本福祉大学相談役・名誉教授	政策経路の分析	
小松理佐子	日本福祉大学社会福祉学部長・教授	生活支援コーディネーターの機能および資源開発の実態調査	
斉藤 雅茂	日本福祉大学社会福祉学部・准教授	介護給付・予防給付・地域支援事業の横断的利用分析	
朴 兪美	日本福祉大学福祉社会開発研究所・准教授	A・B・Cを横断する地域福祉としての Good Practice の要因分析	
藤田 欽也	日本福祉大学福祉政策評価センター・研究員	データシステムの開発及びデータの収集と自治体へのフィードバック	
白澤 政和	桜美林大学大学院老年学研究科・教授	政策経路の分析と Good Practice の要因分析	
藤井 博志	関西学院大学人間福祉学部・教授	Good Practice の要因分析と普及に向けた試行	C: 被災者支援グループ ①特別対策の削減と、一般施策への移行の過程についての分析(生活支援相談員のフォローアップ調査等) ②特別対策から一般施策への移行についての自治体ヒアリング(10 か所) ③災害公営住宅における被災者の追跡調査(3自治体) ④評価結果の自治体へのフィードバックと Good Practice の要因分析 ⑤研究フォーラムの開催と Good Practice の実験的普及
児玉 善郎	日本福祉大学学長	Cグループリーダー: Cグループの統括、生活相談員フォローアップ調査	
穂坂 光彦	日本福祉大学研究フェロー	地域資源の開発・運用の評価と Good Practice の要因分析	
野尻 紀恵	日本福祉大学社会福祉学部・准教授	一般施策への移行に関するヒアリング調査	
小木曾早苗	日本福祉大学福祉社会開発研究所・助教	災害公営住宅における被災者の追跡調査, 自治体へのフィードバック	
大坂 純	仙台白百合女子大学人間学部・教授	生活支援相談員の継続的雇用と支援の質向上の調査	
宮定 章	特定非営利活動法人 まち・コミュニケーション・代表理事	地域福祉コーディネーターの機能に関する実態把握と評価	
田中 正人	(株)都市調査計画事務所・代表取締役	宮城県での研究フォーラムの開催と Good Practice の実験的普及	
(共同研究機関等)	なし		

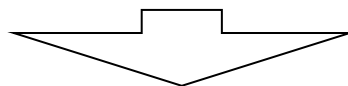
法人番号	231017
プロジェクト番号	S1591008L

<研究者の変更状況(研究代表者を含む)>

旧

プロジェクト外での研究課題	所属・職名	研究者氏名	プロジェクトでの役割

(変更の時期:平成 年 月 日)



新

変更前の所属・職名	変更(就任)後の所属・職名	研究者氏名	プロジェクトでの役割

法人番号	231017
プロジェクト番号	S1591008L

11 研究の概要(※ 項目全体を10枚以内で作成)

(1) 研究プロジェクトの目的・意義及び計画の概要

1) 「重複化する福祉制度の設計」の捉え方

生活問題の解決に当たる市町村の福祉行政において、問題が複合化したり、福祉制度の狭間の問題であったりするなかで、既存の福祉制度や単一の福祉制度の運用では解決しない現実が進行している。その背景には、これまでの給付行政では対応困難な社会的孤立・排除の問題が横たわっている。また、制度の狭間の問題が登場する背景として、財政上の課題から福祉制度の対象が縮小されるなかで生じる場合もあり、国の政策動向にも大きく左右されている。本研究プロジェクトでは、福祉制度が整備されているにも関わらず生じるこれらの問題の解決にむけて、新たに取り組みされる制度設計(既存制度の再設計を含む)を、「重複化する福祉制度の設計」としている。既存の諸制度の狭間を埋めるために、既存の制度と重ねる部分を含むことや既存の制度との利用の行き来がみられることなどから、「重複化」という表現を用いている。また、「設計」という表現のなかには、その制度運用のための指針やガイドラインが細かく厳密であり、自治体での裁量性に欠ける「設計主義」に陥っている側面があるとの認識も含めている。

研究プロジェクトのテーマは、かかる側面をもつ「重複化する福祉制度の設計」という政策環境のもとで、「自治体運用に関する評価とフィードバック」を扱うことになる。いいかえれば、所与としての政策環境である「重複化する福祉制度の設計」に対して、自治体が運用のレベルで、地域の特性や課題、これまでの実績に適合させ、どのような調整や加工を行い、問題解決に有効な機能を付加しているか、その方法を多面的に評価することにある。国の制度設計だけでは解決できない自治体運用での裁量的な対応方法を明らかにし、自治体の運用現場に幅広くフィードバックすることを目的とする。

「重複化する福祉制度の設計」に該当する政策として、研究対象の中心的位置に生活困窮者自立支援制度(A)をおく。既存の生活保護制度(最後のセーフティネット)と雇用保険等の社会保険制度(第1のセーフティネット)による狭間を補完する相談支援や就労に向けての支援等を含む形(第2のセーフティネット)で、2015年度に施行された制度で、本研究プロジェクトをスタートさせる契機ともなった。もう1つの制度設計として重視しているのが、財政抑制等の理由から既存制度の対象を縮小させるなかで、その縮小を補完する新たな「事業」を既存制度のなかで横出しする対応としての重複化の制度設計である。介護保険制度における新たな介護予防・日常生活支援総合事業とその条件整備に相当する生活支援体制整備事業(B)がそれに当たる。この介護保険法改正も2015年度施行である。

多面的に「重複化」を捉えるために、AとBに加えCとDの2領域を設定している。C:被災者支援における緊急時の特別対策と一般施策化への移行を、重複化する福祉制度の関連領域として取り上げる。2011年の東日本大震災の被災者支援における緊急時の特別対策が、本研究プロジェクト期間中には、一般施策化への移行が展望されることから、特別対策と一般施策との重複化を取り上げる。また、この移行先の一般施策としては、先のA・Bの制度活用による対応がいずれも重要となる。それゆえ、Cの領域は、以下のDを含めABDの各福祉制度上の設計を直接扱うものではなく、その活用という面から扱うことになる。

2) 政策環境の変化に対応した研究プロジェクトの拡充

研究プロジェクト期間中での政策変化のなかで、成年後見制度の利用促進制度(2016)や介護保険制度の「共生型サービス」の制度(2018)が、「地域共生社会の実現」(2016)といった新たな政策理念のなかで導入されていることから、Dの領域を設定している。成年後見制度の利用促進制度においては司法と福祉との重複化としての特徴をもつものの、Dの両制度は、高齢と障害の両対象に共通する福祉制度の対応を自治体運用に求める点において共通性を持つ。そして、高齢と障害の両行政部門の横断化や、「地域共生社会の推進」のための地域福祉行政の形成を目指すという自治体運用上の目的設定に影響を与える2つの制度設計といえる。

それゆえ、本研究プロジェクトのまとめ方において、「地域共生社会の実現」(2016)といった新たな政策理念およびその実現のための社会福祉法改正、モデル事業の実施と、大幅な政策環境の変化に対応する自治体運用の方法を視野に入れる。地域福祉行政の形成という枠組みのなかでの自治体運用の方法を捉え、A~Dを相互に結びつけるように、本研究プロジェクトを位置づけ直す。

法人番号	231017
プロジェクト番号	S1591008L

3) 研究の方法—「重複化する福祉制度」の運営指針と「自治体運用」の構造把握

重複化する福祉制度の設計に伴って、国は自治体運用にどのような指針等を提供しているのか。自治体は地域の課題や特性を踏まえながら、その指針等の方向づけをどのように処理し、問題の解決に向き合っているのか。その2つの局面についての把握を進めるために、表1のタテの2つの軸を設定する。自治体運用の把握では、継続的な自治体事例研究を重視する。かかる自治体事例研究は、一方では、個々の制度設計による指針等との関係から自治体運用の独自性を制度別に把握する、他方では、「地域共生社会の実現」といった上位の政策理念から求められている包括的支援という体制整備への対応として、A～Dの各制度間の横断的な運用方法を把握する、という2方向で進める。

表1 重複化する福祉制度別の運営指針と自治体運用の調査方法

	制度設計における運営指針等	自治体運用の把握対象・方法
A：生活困窮者自立支援制度の導入（2015）	自治体事務マニュアル	3中核市：パネル調査① 3市：運営協議会の参与観察調査②
B：改正介護保険（2015）の総合事業及び体制整備導入	介護予防・日常生活支援総合事業ガイドライン	自治体事例の教材化調査③ フォーラムによる情報交換
D-1 改正介護保険（2018）による共生型サービス導入	共生型サービスのQ&A 普及・啓発事業プロジェクト	2県（富山県・高知県）調査④ <input type="checkbox"/> 共生型サービス全国調査
D-2 成年後見制度利用促進法（2016）の導入	成年後見制度利用促進基本計画 各種ガイドライン	2圏域促進計画策定参与観察調査⑤ <input type="checkbox"/> 大学受託プロジェクト
C：被災地支援における特別対策から一般施策への移行	東日本大震災での「地域支え合い」に関する施策対応（宮城県）	宮城県と3市町、福島県2町 調査⑥ <input type="checkbox"/> 地域福祉マネジメント研究会
A～Dの統合的作業	社会福祉法改正の「通知」 地域福祉計画ガイドライン	3自治体地域福祉行政の形成に関する調査⑦（5年間の継続調査）

注) は、別の調査研究プロジェクトとの共同や結果の参照を示す。

具体的な研究の方法としては、個々の制度設計（政策環境）による指針等との関係から自治体運用の独自性を把握するために、表1では、ABDC（4つの福祉制度を先行させるために、CDの順序を入れ替えている）それぞれの制度設計から打ち出される、自治体運用における指針等の内容を示し、それへの自治体運用の独自対応を事例研究によって把握する。

そのための自治体事例研究の対象と方法を簡略に示しておく（調査①～⑦）。参与観察：調査②、⑤、⑦、訪問調査：調査①、④、⑥、定期的な自治体研究会の開催：調査①、③、⑥となる。なお、調査①において、3中核市（大津市・高知市・久留米市）を対象に、生活困窮者自立支援制度の利用者の「自治体パネル調査」を実施している。

また、表1において、注記に示した共同した調査研究プロジェクトには、国（厚生労働省補助）の研究助成事業に本研究プロジェクトリーダーの平野が複数参加していることもあって、それぞれの調査成果の結果を本研究プロジェクトの遂行のために参照する方法を採用している。

自治体自らが介護保険における総合事業の実績や生活困窮者自立相談支援の実績を簡易な方法で分析できるための「分析ソフト」の開発とその実用化を目指している。

4) 本研究プロジェクトの意義

本研究プロジェクトの意義については、以下での研究成果の概要を示すための枠組みにも活用する目的から、次の3点に整理している。

1つは、「重複化する福祉制度の設計」という概念整理（3つの枠組み：一体的運用・条件整備・地域福祉との協働）および同種の制度間の比較が、今日的な自治体の福祉行政に求められる制度運用の課題とその解決方法を展望する上で有用となる。国の指針等に依存した運用の方法ではなく、裁量的な運用の方法を模索する上で示唆を与えるものと期待できる。

2つは、「地域共生社会の実現」という新たな政策理念のもとでの統合化の課題に対して、自治体運用における組織面での条件整備として、地域福祉行政の形成に焦点化させ、5年間にわたる自治体での参与観察から、共通する条件を見出そうとする点にある。「包括的支援の体制整備」のための国の制度設計や指針にむけて、地域福祉マネジメントの方法や人材について提示することを試みる。

3つは、フィールドワーク研究にとどまらず、フィードバックを想定した参与・関与型の研究方法を採用している点である。複雑化する制度運用の解決にむけて自治体における外部からの参加・参与の

法人番号	231017
プロジェクト番号	S1591008L

ための協議・協働スペース(空間=フィールド)の確保に関する方法に相当するものである。また、研究成果の普遍化にむけ実用可能な給付実績や支援内容に関する「分析ソフト」の開発・提供を構想する。大学の地域貢献に求められている、自治体との戦略的な共同研究基盤の形成の方法論における意義に相当するものである。

(2) 研究組織

福祉政策評価センターを拠点に、当初、研究テーマ(A・B・C)に対応して3つの研究グループ(A:生活困窮支援グループ、B:介護保険グループ、C:被災者支援グループ)を設置し、中間報告以降、新たにD:権利擁護・共生支援グループを設置している。Aについては、生活保護の政策研究を専門とする岩田正美が本学研究フェローとして就任し、グループリーダーを担う。とくに、生活困窮者自立支援制度の利用者のパネル調査に取り組んだ。Bについては、これまで介護・障害分野でのデータベース開発・普及の実績をもつ平野隆之が代表となり、ソフトウェアの開発や実践者育成のための教材開発など、フィードバックに力点を置く。実践者育成のための教材開発については、その実践を有する全国コミュニティライフサポートセンターとの共同セミナーの取組みのなかで進行させた。Cについては、阪神淡路大震災から被災者支援研究の実績をもつ児玉善郎がグループリーダーを務め、東日本大震災被災地の宮城県で開催されている「地域福祉マネジメント研究会」(2014年度以降、今日まで継続している)との共同研究を進めた。新たなDについては、プロジェクト代表の平野がグループリーダーを務め、3つのグループとの連携を取りながら研究を進める。当該分野で研究実績をもつ外部の研究員の協力を得るとともに、福祉政策評価センター等の研究員が、各研究の推進を担う体制を取っている。また、権利擁護研究センターとの協働についても促進を図っている。

(3) 研究施設・設備等

研究施設は、福祉政策評価センターがある日本福祉大学名古屋キャンパス北館の7階を拠点としている。研究員が常駐する研究室のほか、会議室があり、研究会等の開催に利用している。同フロアに地域ケア研究推進センターやスーパービジョン研究センター、権利擁護研究センターがあり、研究者間の連携が可能となっている。名古屋研究支援室が設置されており、研究プロジェクトの支援体制は整っている。また、同建物の8階では、150人が収容可能な部屋があり、研修会やセミナー等を行うことができ、研究成果の報告等に活用している。

(4) 研究成果の概要 ※下記、13及び14に対応する成果には下線及び*を付すこと。

本研究では、「重複化する福祉制度の設計」という政策環境のもとでの「自治体運用に関する評価とフィードバック」を扱うことから、研究成果を大きく、前半と後半に関するものに分けて、その概要を示す。重複化する福祉制度ごと研究チームを編制しているが、かかる研究チームごとではなく、その統合化の政策課題に沿って研究成果を示しておく。

1. 「重複化する福祉制度の設計」を捉える3つの枠組み

「重複化する福祉制度」を3つの枠組みで捉え直し、それぞれに対応した自治体運用への指針等に解釈を与えている。それらは、後半の成果に相当する自治体による裁量的な運用の評価等とむすびつく政策環境の新たな変化を意味する。なお、3つの枠組みは、「2つの制度の一体的運用」、「福祉制度とその条件整備としての制度」、「制度福祉と地域福祉との協働」に分けて整理する。後者2つについては関連づけた枠組み(図1)のなかで解説する。なお、それぞれの福祉制度については、前半部分では、できる限り区別し、それぞれの特徴を比較しながら示す。「福祉制度」と「制度福祉」は、同義に用いる。地域福祉との協働の際には、「制度福祉」を用い、制度による福祉と地域による福祉を対比する。

1) 重複利用の制限から一体的運用への転換

○生活保護制度と生活困窮者自立支援制度(A)

福祉制度における利用の重複については、生活保護制度における「保護の補足性」の基本原理をもつことから、その運用において福祉制度の重複利用は制限されている。しかし、生活困窮者自立支援制度の改正(2018)を受けて、生活困窮者自立支援制度における、例えば「就労準備支援事業」の利用者については、事業利用中に生活保護を受給するに至った場合であっても、被保護者就労準備支援事業との一体的な運営とみなし、継続的な支援を行うことができるようになっている。家計改善支

法人番号	231017
プロジェクト番号	S1591008L

援事業についても、一体的な運営を認めている。その背景は、両制度の「行き来」のなかで、給付の部分は別として、支援を行う事業については継続性を重視した運用ということになる。(* 1)

○障害者総合支援法と介護保険法(D-1)

介護保険制度では、例えば障害者総合支援制度の生活介護の利用者が 65 歳以上の要介護状態と認定された場合、介護保険制度が優先され、通所介護を利用することになる。障害福祉サービスの継続利用は制限される。しかし、介護保険制度における共生型介護保険サービスとしての指定を受けることで、生活介護の継続利用が可能となっている(2018)。共生型サービス普及については、障害福祉サービス事業者による「共生型介護保険サービス」の指定に比較して、介護保険サービス事業者が取り組む「共生型障害福祉サービス」の指定が相対的に多くみられる。所管する市町村で申請手続きの相談があった割合は、全国で「共生型障害福祉サービス」が約 2 割、「共生型介護保険サービス」が 15%といった状況にとどまり、いまだ普及の課題が大きい。

県の独自施策を活かしながら先行して「共生サービス(制度化前の名称として用いる)」の実施に取り組んできた富山県と高知県での共生型サービスへの取り組みからは、以下の点が確認される。(* 2) 富山県では、共生サービス(富山型デイサービス)の実施事業者が「共生型障害福祉サービス」の指定を受け、安定した事業展開を実施しているのに対して、高知県ではもともと共生サービス(あつたかふれあいセンター事業)が介護保険等の指定事業として取り組んできているわけではないため、共生型サービスの指定は受けていない。むしろ、地域福祉の拠点として、通いのサービスを幅広い対象に実施しながら、参加のニーズに対応するなかで、多機能化するという選択がなされている。

○成年後見制度(D-2)と日常生活自立支援事業の一体的運用(* 3)

社会福祉協議会の日常生活自立支援事業の担当者には、成年後見制度の利用に対する偏見や誤解からその適切な移行を躊躇している実態が把握されている。(* 4)その点に関連して、両者は一体的な運営が求められる指針が示されているが、都道府県社会福祉協議会事業としての性格から、市町村単位での判断が進まない傾向にある。そのようななかで、広域での促進計画策定において、一体的な運用の方向性が議論され、そのための試行的な事業が取組まれるなかで、その効果が実感され、計画項目として盛り込まれている。計画の進行管理では、生活困窮者自立支援事業との一体的な運用にも着手されている(調査⑤)。

2)制度福祉(給付と条件整備)と地域福祉との協働 ー重複化を捉える2つの枠組み

○給付行政を生かす条件整備という「重複化」

「重複化する福祉制度」における「重複化」の捉え直しの 2 つ目は、給付制度と条件整備の制度との 2 つの関係として捉えようとする枠組みである(* 5)。図 1 を用いると、制度福祉の機能として、給付行政(成年後見制度は性格が異なる)を条件づける制度と条件整備行政を条件づける制度との区分であるということになる。図 1 の三角形のヨコにそれぞれの具体制度名を示している。

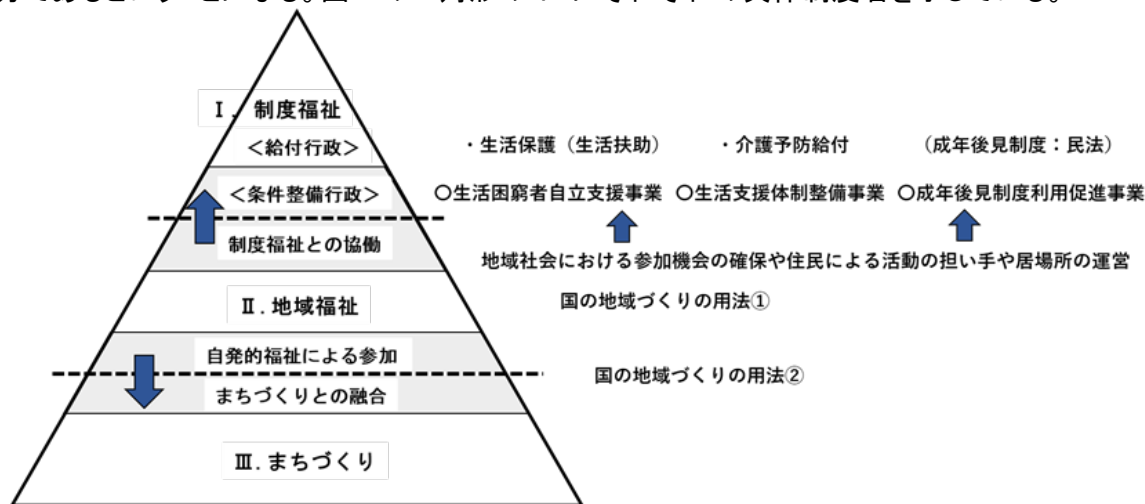


図 1 制度福祉と地域福祉との協働の構造

生活困窮者自立支援制度は、生活保護の給付行政を効果的に生かすための条件整備行政を担い、生活支援体制整備事業は介護保険制度の介護予防の給付行政を支える機能を果たす。成年後

法人番号	231017
プロジェクト番号	S1591008L

見制度利用促進制度は、文字通りの成年後見制度の利用を促進する作用を目的としている。結果的に利用者を重複化する形で支援するのではあるが、これら 3 つの制度はいずれも枠組み法的な性格をもち、相談支援を含め、協議の場や地域ネットワークを形成することを事業目的としている。本研究プロジェクトの A、B、D-2 では、それぞれに係る条件整備行政を担う制度を扱っている。

○条件整備行政と地域福祉との協働としての「重複化」

それら 3 つの制度は、いずれも「地域づくり」が政策の方向づけとして採用されている。(*6)この「地域づくり」という政策用語における国の用法を分解してみると、図 1 にあるように、用法①では地域福祉のことを意味し、用法②ではまちづくりのことを意味している。つまり、それぞれの条件整備行政では、地域福祉との協働、さらにはまちづくりとの融合を目指しているという整理となる。厳密には、まちづくりとの融合では、地域福祉を媒介としての融合という理解が正確といえる。

条件整備行政と地域福祉との協働という意味 (*7)は、例えば、生活困窮者自立支援制度における子どもの学習支援事業に、地域福祉の担い手として参加すること、事業運営そのものを担うこととの関係をいう。成年後見制度利用促進制度では、地域福祉の担い手として市民後見の推進に協力する関係を意味する。(*8)

2020 年における社会福祉法改正のなかで、第 6 条第 2 項では「国及び地方公共団体が地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備その他地域福祉の推進のために必要とされる各般の措置を講ずるよう努めるとともに、当該措置の推進に当たっては、保健医療、労働、教育、住まい及び地域再生に関する施策その他の関連施策との連携に配慮するよう努めなければならない。」とし、包括的支援のために、ここで「条件整備行政」として表現した内容を地域福祉の推進との関連を含めて、国及び地方公共団体の努力義務としている。

2. 自治体運用の構造とその裁量的な選択

実際の自治体事例研究においては、3 領域(生活困窮者自立相談支援事業、介護保険制度生活支援体制整備事業、成年後見制度利用促進事業)における条件整備の内容を把握するなかで、5 つの要素(組織・連携会議・計画活用および地域福祉との協働や圏域の設定)に区分することが妥当であると判断している。その 5 つの要素における自治体の選択の状況、別の表現をとれば 裁量性を示すことの枠組み (*9)が表 2 となる。

表 2 自治体運用の方法における裁量的選択 (把握のための枠組み)

条件整備の自治体運用	生活困窮者自立相談支援事業	介護保険生活支援体制整備	成年後見制度利用促進事業
ア.行政部署(既存制度の担当部署との連携)	保護・総合相談・政策・地域福祉	介護保険・高齢者福祉・地域福祉	障害・高齢・地域福祉
イ.庁内・委託の連携会議	支援会議、運営会議	協議体、層間の協議	センター運営協議
ウ.計画策定	単独、地域福祉計画	単独、地域福祉計画	単独、地域福祉計画
エ.地域福祉との協働	任意事業における協働	小地域福祉組織の活用	市民後見の推進
オ.圏域の設定	相談のサテライト化	第 2.3 層の選択	広域の選択

そこでは、制度の重複化に対応するア.行政部署(既存の部署)の整備やイ.庁内連携や事業委託の機関との連携の会議、ウ.体制整備を推進するための計画を単独で策定するのか、地域福祉計画に盛り込むのか、エ.各制度福祉と地域福祉との協働(図 1 参照)、オ. 支援の重層的な設計として、地域に密着した支援体制の整備や支援の自治体間の広域支援を視野に入れた整備の選択がなされている。以下では、3 つの ABD-2 領域において、調査を通して把握された裁量的な運用の例に触れる。

1)生活困窮者自立支援制度(A)の自治体運用

○行政部署(ア)・庁内等の連携(イ)

生活困窮者自立支援制度の運用をどの部署が所管するかによって、事業の性格や連携先の機関などに影響を与える。調査①②の結果では、変化も含めて、4 つの部署に分かれている。生活保護部署のなかで担当の独立係として所管(生活支援課、福祉管理課)、総合相談の部署、福祉政策系の

法人番号	231017
プロジェクト番号	S1591008L

所管、地域福祉課となっている。生活保護行政部門のなかに配置される担当部署の場合には、生活保護行政との一体的な連携が容易に進み、総合相談・政策系・地域福祉課の 3 つの課では、同制度運用に関するガイドラインやマニュアルの作成による庁内連携の記載を実体化させるための「場」が必要となっている。運営協議会の場合は、同 3 課に配置している自治体において確保され、参与観察(調査②)を通して、その連携を把握している。大津市では生活保護担当が同協議会の恒常的なメンバーとなり、他の 2 市ではオブザーバーの参加を確保しており、後者のタイプでは協議のテーマとして保護との連携や一体的な運用を取り上げることで、そのあり方が模索されている。(* 10)

一体的な運用の仕組み化については、生活保護の相談において未受給になるケースの一定割合(おおまなか基準)を、生活困窮者自立相談支援に連絡することを試行的に試みられたが、ケースワーカーの判断基準は統一できていない。なお、廃止ケースについての連絡の仕組みづくりについては、基準が明確であることから、かなりの割合で実現されている(調査②)。

一体的運用における効果については、3 中核市の自治体研究会の場では、久留米市が同一組織である運営上のメリットを生かし、「短期保護」の考え方における一体的な運用についての合意形成とその実績上の効果が示されている(調査①)。条件整備行政が人員配置等で強化されるかどうかは、こうした給付行政上の効果が明確であることに依存している。

○地域福祉との協働等(ウ～オ)について(* 11)

生活困窮者自立相談支援事業の委託先が社会福祉協議会であり、同社協の地域福祉部門との連携が進むなかで、就労準備事業の促進条件として、「就労準備の準備」といった居場所事業が機能している(イ・エ:調査①)。また、直営での運営を進める上で、生活困窮者自立支援事業の単独計画を策定するなかで、既存の地域福祉の実績(社協や社会福祉法人)との協働のための条件整備を強化する計画化に成功し、財源確保が図られている(ウ:調査②)。複数の民間機関に委託することで、それぞれの拠点による相談がある種サテライト型となる成果を生み出している(オ:調査②)

2) 介護保険制度における生活支援体制整備(B)と地域福祉との協働

○地域福祉人材としての「生活支援コーディネーター」(* 12)

本研究プロジェクトでは、生活支援体制整備を担う「生活支援コーディネーター」の人材養成を研究の対象にしている(調査③)。兵庫県下の人材配置の状況(* 13)は、先行する社会福祉協議会でのコミュニティワーカーの配置が影響し、特に第 2 層コーディネーターの配置については、兼任も含めこれまでの地域福祉の実績に依存している。その成果を受けて、第 3 層の住民コーディネーターの配置へと展開している。

しかし、同じ兵庫県下においても、第 2 層コーディネーターの配置を、高齢者施設を運営する社会福祉法人等へ委託する判断している例もみられる。当該自治体では、高齢部門にあった生活支援体制整備の担当部署を地域福祉課に移管し、地域福祉行政が、高齢者施設を運営する法人と連携する機会を拡充する裁量的な運用を選択している。

○災害時の「生活支援員」が「地域支え合い推進員」に移行(C)

阪神淡路大震災の経験を持つ兵庫県の地域福祉の基盤を重視した生活支援体制整備が進んでいる。この傾向として注目されるのが東日本大震災経験した宮城県の取組みである(調査⑥)。C のプロジェクト研究として、東日本大震災の緊急時から平常時への移行を捉えるとき、介護予防・日常生活支援総合事業の体制整備を構想する上で、大震災の復興期における「地域支え合い」を担った「生活支援員」の人材養成方式が、結果として生活支援コーディネーターの人材養成に継承されている実態が把握されている。(* 14)そのような認識から、特別対策から一般施策への移行の受け皿として、地域福祉プログラムとしての継続が、宮城県では模索されている。宮城県で開催されている「地域福祉マネジメント研究会」との共同研究のなかで、宮城県に対して、市町村行政における地域福祉の強化のなかで、特別対策の一般施策としての継続のあり方を協議してきた。特別対策としてのサポートセンターが、その後の地域包括支援センターのブランチ化、さらには生活困窮者自立相談支援や居場所づくりの拠点整備・人材確保へと結びついている。

3) 成年後見制度利用促進法(D-2)－権利擁護支援という条件整備を図る計画の活用

国は成年後見制度利用促進の条件整備を進めるツールとして、成年後見制度利用促進計画の策

法人番号	231017
プロジェクト番号	S1591008L

定を求めている。2019年10月現在、促進計画の策定率は7.7%(134市町村)にとどまっている。全国の市町村における権利擁護センターの設置割合は27.1%となっており、その多くが委託機関によって運営されている。

権利擁護センターを条件整備の契機として、その自律的な運営を条件づけ、国が想定する「中核機関」や「地域連携ネットワーク」という機能面での条件整備とその遂行という考え方に終始する運用を変更することが重要なる。権利擁護センターの先行する実績や自発的な取組みを評価することで、自律的な運営の条件整備を図ることが求められている。その点での先行事例として、調査⑤がある。ここでは、促進計画策定のマネジメントにおける権利擁護センターの自律性も発揮されている。(* 15)

本制度とその利用や活用を促進するような条件整備に関するプログラムを整備するために、共通して計画を策定する方法が用いられている。条件整備に関する単独計画を選択する方法もあるが、必ずしも選択されていない。国は、対象別の制度の共通基盤を整備する機能を地域福祉計画に期待したこともあって、地域福祉計画の策定ガイドラインには、これらの条件整備に関する計画の策定を求めている。しかし、本研究プロジェクトでは、成年後見制度利用促進事業についての単独計画の分析を参与観察で行った。とくに、調査⑤のなかで尾張東部圏域(瀬戸市をはじめとする5市1町)での 単独計画の分析では、地域福祉計画のなかの策定では確保できない成果が示されている。(* 16)1 つは計画策定過程の作業を通しての「地域連携ネットワーク」の形成であり、2 つは成年後見制度の利用促進を越える権利擁護支援担うセンターの自律的な運営整備である。

<優れた成果が上がった点>

1. 包括的支援の体制整備と地域福祉行政の形成の関連性

国による「重複化する福祉制度の設計」という政策環境は、「地域共生社会の実現」の政策理念(2016)を経て、政策用語として「包括的な支援体制の整備」(2017 改正)へと発展している(* 17)。その結果、地域福祉プログラムや地域福祉計画の性格づけが、狭義の内容から包括的支援の文脈に拡大したといえる。当初進めてきた本研究プロジェクトにおいて、個別に進む制度設計を越えた分析枠組みが必要となるなかで、地域福祉の政策化の系譜と「包括的支援体制構築」との関連を整理し、図2の分析枠組み(政策段階別の地域福祉マネジメント)を提示し、制度別の ABCD の研究を統合することができた点である。(* 18)

本研究プロジェクトが注目していた「重複化する福祉制度」と地域福祉との協働を段階Ⅲとして位置づけるのが、本枠組みの特徴といえる。

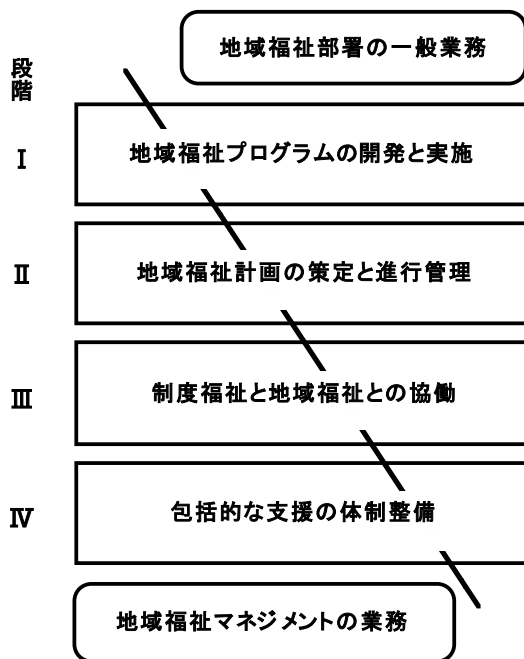


図2 地域福祉の政策段階区分とマネジメント業務

2. 地域福祉計画の進行管理・モデル事業のマネジメントによる裁量的な運用方法

地域福祉計画の策定を舞台として、Ⅲ段階での制度福祉と地域福祉との協働の内容が協議され、推進されている自治体運用が調査⑦を通して把握されている。その条件には、地域福祉行政の形成を目指すという方向性の合意とそれを進める条件として国の地域福祉関連のモデル事業を系統的に活用していることが明確となっている。3 自治体は、一方で「安心生活創造事業」「生活困窮者自立支援促進事業」「共助の基盤づくり事業」「地域力強化推進事業」等を系統的に活用し、他方で地域福祉計画の策定や進行管理の場で、そのことを協議している。大学の研究プロジェクトも、それぞれの局面で参与観察を行い、アドバイスの機会を確保している。その点も地域福祉計画のマネジメント機能を高めている条件となっている。また、国のモデル事業を経て、2020 年改正案として重層的支援体制

法人番号	231017
プロジェクト番号	S1591008L

整備事業(第 106 条の 4)の登場は、自治体に対応するために地域福祉マネジメント、その人材として地域福祉マネジャーの必要性を提示した枠組みといえる。こうした地域福祉マネジメントおよび地域福祉マネジャーの育成方法として、3 つの自治体での運用方法において示唆が得られた。例えば、多機関協働事業の中で配置された相談支援包括化推進員の権限付与や行政改革のなかで、庁内横断化を進める課長職やそのプロジェクトへの参加職員の育成などである。(* 19)

3. 自治体との共同プロジェクトの多様な場による研究フィールド・フィードバックの方法開発

本研究のフィールドワークの空間として、計画の策定・進行管理、事業の運営協議会、モデル事業の企画・実施・評価など多様な場を活用することが実現している。自治体における制度運用において地域福祉マネジメントの方法としても位置付けられる。国の制度導入に対応する自治体間の共同研究のプラットフォームを大学研究プロジェクトのなかで形成する方法も実現できている。3 つの分野(ABD)での相互評価作業の場としても機能した。それぞれに自体へのフィードバックを確保する空間ともなった。県行政との共同作業では、宮城県での地域福祉マネジメント研究会や 高知県のあったかふれあいセンター事業運営研修会の場を活用し (* 21)、本研究プロジェクトの成果を提供し、同時に研究課題のフィードバックを受けた。

<課題となった点>

1. データ収集上の問題点

9自治体を対象にはじめたパネル調査による収集データの精査の課題から、3 中核市のデータのみを活用することになった。ただし、パネル調査以外に、生活困窮者自立支援事業の運営協議会への参加観察に参加する形で、3 自治体をフォローすることができた。

2. 独自調査の本格的な実施の困難への対応

被災地での独自調査を本格的には実施することが困難となり、当該地域での他の研究プロジェクト(地域福祉マネジメント研究会:宮城県サポートセンター支援事務所主催)との共同研究によって克服することにした。

<自己評価の実施結果と対応状況>

本学総合研究機構運営委員会において、毎年、福祉政策評価センターの事業報告として、本研究事業の進捗状況、取り組みの成果等を報告している。委員は、領域内外の研究者および研究担当理事を含み、研究推進の適格性を問う体制となっている。また、ニューズレターを発行するなかで、福祉政策評価センターに集う研究者の相互に他の研究プロジェクトの成果に関する意見交換を行い、自己評価を踏まえた実績を掲載している。

<外部(第三者)評価の実施結果と対応状況>

本研究プロジェクトとして個別に第三者評価を受ける場は用意されていない。本学総合研究機構において、公的資金の助成を受ける研究プロジェクトや行政の委託事業に関して総合的に第三者からの評価を受ける形となっている。

<研究期間終了後の展望>

ABCD の各研究内容は、複数の自治体からの受託研究の拡大化のなかで、地域福祉行政の形成に関する研究プロジェクトとして継承する。D-2 の権利擁護については、平野隆之を代表する文部科研「自治体地域福祉行政の形成過程における権利擁護支援の選択・強化の方法に関する研究」(2019~2022)によってすでに継承されている。

<研究成果の副次的効果>

自治体事例研究を、データ分析をもとに進めるために、各種分析ソフトの開発と提供を果たすことができた。

- ①介護保険事業実績分析報告書のソフトの開発と提供(ホームページから保険者は利用可能)
- ②生活困窮者自立支援事業分析ソフトの開発と提供(現在は、制度変更によって利用不可の状況)
- ③高知県における「あったかふれあいセンター事業の実績分析」の入力ソフトの開発と提供

法人番号	231017
プロジェクト番号	S1591008L

12 キーワード(当該研究内容をよく表していると思われるものを8項目以内で記載してください。)

- (1) 福祉制度の重複化 (2) 生活困窮者自立支援制度 (3) 生活支援体制整備
 (4) 条件整備行政 (5) 地域福祉行政の形成 (6) 被災者支援特別対策
 (7) 制度福祉と地域福祉との協働 (8) 地域福祉マネジメント

13 研究発表の状況(研究論文等公表状況。印刷中も含む。)

上記、11(4)に記載した研究成果に対応するものには*を付すこと。

<雑誌論文>

全体にわたる研究業績

- 平野隆之 (2016)「社会福祉をとらえる総合化の論点－理論・政策・実践－」日本社会福祉学会『社会福祉学』56(4),117-120 頁
- 奥田佑子・平野隆之 (2017)「3 市社会福祉協議会にみる地域福祉権利擁護事業と生活困窮者自立支援事業との相互作用－総合相談支援の体制整備の視点から」日本福祉大学社会福祉学部『社会福祉論集』第 137 号, pp.101-116. (*3)
- 藤井博志 (2018)「地域共生社会を実現する社会福祉協議会の課題」『社会福祉研究』132, 45-54.
- 平野隆之・朴兪美 (2019)「都市自治体における地域福祉行政の形成に関する研究－芦屋市地域福祉課の事例分析を中心に－」『日本の地域福祉』第 32 巻 pp.89-100. 査読有(*10・19)
- 平野隆之 (2019)「地域福祉政策の対象と方法：筆者の取組を振り返って」『日本の地域福祉』第 32 号
- 朴兪美・細井洋海・寺本愼兒・平野隆之 (2019)「地域福祉推進の組織整備における自治体職員のリーダーシップ－芦屋市での中間マネジャーの取り組みから」『日本福祉大学社会福祉論集』140, 111-124. (*10)
- 平野隆之・小木曾早苗 (2020)「地域福祉計画の進行管理による『多機関協働事業』の展開－高知県中土佐町の参与観察から」『日本の地域福祉』第 33 巻 査読有(*19)

A:生活困窮グループ

- 平野隆之・奥田佑子「都市自治体における生活困窮者への自立相談支援とその体制整備－滋賀県下における比較研究から」日本福祉大学社会福祉学部『日本福祉大学社会福祉論集』第 134 号, pp1-15, 2016. 3.
- 山田壮志郎「ホームレス対策は生活困窮者自立支援法に移行できたか？－借り上げシェルターから一時生活支援事業への移行を中心に」『貧困研究』17 号, pp79-82, 明石書店, 2016. 11.

B:介護保険グループ

- 平野隆之「地域福祉と地域ケア」日本地域福祉学会『日本の地域福祉』第 29 巻, pp3-12

C:被災者支援グループ

- 田中正人「原発被災地における居住者の避難プロセスと帰還／移住選択困難性の背景－福島県川内村萩・貝の坂地区の事例－」地域安全学会『地域安全学会論文集』No. 29 号, pp1-10, 2016. 11
- 児玉善郎「災害公営住宅入居者の生活支援の課題とコミュニティづくりの取り組み」日本住宅会議『住宅白書 2014-2016』, 2016. 12
- 小木曾早苗「釜石市甲子町松倉仮設住宅自治会にみる取り組み（地域自治会との連携や広域的な関係づくり）」日本住宅会議『住宅白書 2014-2016』, 2016. 12
- 田中正人「原発被災地における居住者の帰還プロセスの実態とその背景－福島県双葉郡川内村の事例－」地域安全学会『地域安全学会論文集』No. 31 号, pp137-146, 2017. 11
- 児玉善郎・小木曾早苗「東日本大震災被災地の災害公営住宅における住民支え合いの取り組み

法人番号	231017
プロジェクト番号	S1591008L

と今後の課題」,都市住宅学会『都市住宅学』99号「学術講演会研究発表梗概集」, pp128-133,2017.10

D: 権利擁護・共生支援グループ

- 平野隆之 (2020)「地域共生社会に求められる権利擁護支援と市民後見推進の条件整備」『実践成年後見』86. pp 13-22. (* 8/15)
- 平野隆之・小木曾早苗・朴兪美・奥田佑子「高知県との地域福祉共同研究プロジェクトの展開と成果」日本福祉大学社会福祉学部『日本福祉大学社会福祉論集』第137号. pp85-99, 2017. 9. (* 20)
- 平野隆之 (2018)「共生型サービスの普及への期待と挑戦」『ふれあいケア』pp.30-33. (* 2)

<図書>

全体にわたる研究業績

- 平野隆之 (2020)『地域福祉マネジメント：地域福祉と包括的支援体制』有斐閣 (* 5/7/9/13/16/18/19)
- 韓国住民運動教育院著 平野隆之・穂坂光彦・朴兪美編訳 (2018)『地域アクションのちから：コミュニティワークリフレクションブック』(CLC)
- 全国コミュニティライフサポートセンター『地域づくり(部署)と福祉(部署)の連携のためのガイドブック～いっしょにやればうまくいく!～』2018. 3
- 藤井博志 (2019)「地域福祉政策と地域福祉実践」新川達郎・川島典子編著 (2019)『地域福祉政策論』学文社 (* 12)
- 原田正樹 (2019)「社会福祉法改正と新地域福祉計画の位置－地域共生社会の政策動向と地域力強化検討会から－」新川達郎・川島典子編著 (2019)『地域福祉政策論』学文社 (* 6/17.)

A: 生活困窮グループ

- 岩田正美『社会福祉のポトス』有斐閣 2016. 1
- 岩田正美『貧困の戦後史 貧困の「かたち」はどうか変わったのか』筑摩選書 2017. 12
- 日本福祉大学権利擁護研究センター監修平野隆之ほか編『権利擁護がわかる意思決定支援』ミネルヴァ書房 2018. 7

B: 介護保険グループ

- 高橋誠一・大坂純・志水田鶴子・藤井博志・平野隆之編『生活支援コーディネーター養成テキスト』CLC、2016. 3 (* 14)
- 東近江市『生活支援コーディネーター設置調査研究事業報告書』2017. 3, 2018. 3, 2019. 3
- 芦屋市『芦屋市地域力強化推進事業の委託研究報告書』2018. 3

C: 被災者支援グループ

- 平野隆之・小木曾早苗 (2015)「東日本大震災におけるサポートセンターによる支援とその条件整備」日本地域福祉学会編『東日本大震災と地域福祉』中央法規
- 福祉系大学経営者協議会監修『災害ソーシャルワークの可能性 ～学生と教師が被災地でみつけたソーシャルワークの魅力～』中央法規出版, 野尻紀恵他「日本福祉大学の報告」pp42-58, 「被災地におけるソーシャルワーカーのレジリエンス」pp148-156 (2017)

D: 権利擁護・共生支援グループ

- 平野隆之「地域福祉と権利擁護」全国権利擁護支援ネットワーク編『権利擁護支援と法人後見』ミネルヴァ書房 2016.
- 日本福祉大学アジア福祉社会開発研究センター編穂坂光彦・平野隆之・朴兪美・小木曾早苗他著『地域共生の開発福祉：制度アプローチを越えて』ミネルヴァ書房, 「開発福祉への接近, 開発福祉による接近」「開発福祉の視点」等 2017. 3. (* 14)

法人番号	231017
プロジェクト番号	S1591008L

- 日本福祉大学 (2019) 『市町村における成年後見制度利用促進の計画化の方法に関する調査研究事業報告書』 (* 4/15)

<学会発表>

全体にわたる研究業績

- 平野隆之 『福祉生態系の構築』に求められる官民ガバナンス重視の改編とその方法」国際ソーシャルワーク大会

A:生活困窮グループ

- 奥田佑子・平野隆之・藤田欽也「生活困窮者自立支援における支援の効果とその評価—A 市パネル調査の結果から」日本地域福祉学会第 31 回大会 (松山大学), 2017. 06.
- 平野隆之・岩田正美・奥田佑子「生活困窮者自立支援制度の利用重複化対応における都市自治体運用の実態—家計相談支援と就労準備支援の運用から—」日本社会福祉学会第 65 回秋季大会 (首都大学東京) 2017. 9. (* 10)
- 奥田佑子「生活困窮者自立支援制度導入による総合相談の機能強化と運用の課題—A 市における 5 年間の実績の分析から—」日本社会福祉学会第 66 回秋季大会 (金城学院大学) 2018. 9

B:介護保険グループ

- 奥田佑子・平野隆之・「介護保険要支援者の利用実態と専門的支援の必要性に関する研究— A 市における 3 つの調査から —」社会福祉学会
- 平野隆之「日本の地域包括ケアシステムの進化」第 11 回日韓定期シンポジウム
- 平野隆之・池田昌弘・佐藤寿一「生活支援コーディネーターの育成課題の解決をめぐる各主体の役割—都道府県、市町村と中間支援組織の役割分析から」日本地域福祉学会第 31 回大会 (松山大学), 2017. 06. (* 12)

C:被災者支援グループ

- 田中正人「原発被災地における居住者の避難プロセスと帰還／移住選択困難性の背景—福島県川内村菰・貝の坂地区の事例—」第 39 回地域安全学会研究発表会 (秋季) 査読論文発表, 静岡市 2016. 11
- 宮定章 緊急報告「熊本地震の現状」第 32 回日本住宅会議サマーセミナー, 石巻市 2016. 9
- 2017 年度都市住宅学会大会第 25 回学術講演会研究発表予定, 福岡市, 2017. 12
- 第 41 回地域安全学会研究発表会 (秋季) 査読論文発表, 静岡市 2017. 11

D:権利擁護・共生支援グループ

- 平野隆之「成年後見センターにおける意思決定支援の条件整備に関する研究—既設センターにおける中核機関としての機能—」日本社会福祉学会第 66 回秋季大会 (金城学院大学) 2018. 9. (* 16)

<研究成果の公開状況> (上記以外)

法人番号	231017
プロジェクト番号	S1591008L

シンポジウム・学会等の実施状況、インターネットでの公開状況等

<既に実施しているもの>

- 日本福祉大学において「生活支援体制づくりセミナー」を2016年5月、2017年7月、2018年3月の3回開催している。
- 2017年6月大津市において、「家計問題支援研究セミナー」を開催。研究対象自治体および滋賀県下の自治体・社会福祉協議会が参加。
- 2018年2月研究参加自治体のこれまでの成果をまとめ、第4回生活困窮者自立支援全国研究交流大会（高知県開催）分科会「ことわらない支援から見えてきたもの～地方中核市からの発信～」において高知市・大津市が報告者、平野隆之がコーディネーターを務めた。
- 2018年7月、第14回日本福祉大学夏季大学院公開ゼミナール分科会「生きづらい若者のための地域づくり -K2 インターナショナルの実践から」において、就労支援の取組の研究報告および研究交流を行った。
- 福祉政策評価センターHPに本研究事業のページを新たに立ち上げ、研究事業の概要および取組みの成果について掲載している。
- 介護保険給付分析ソフトの改定による新総合事業の分析や、「生活困窮者自立相談支援実績分析ソフト」の開発を行い、ホームページ上に公開している。

<これから実施する予定のもの>

なし

14 その他の研究成果等

- 介護保険事業実績分析報告書の作成システム・生活困窮者自立相談支援実績分析ソフト・高知県における「あったかふれあいセンター事業の実績分析」の開発と現場での活用を行っている。
- ニーズレターを発行し広く研究成果を発信している（ホームページにも掲載）
「福祉社会の開発・政策研究」 Vol.8、Vol.9、Vol.10、特集号
日本福祉大学福祉政策評価センター・アジア福祉社会開発研究センター発行

法人番号	231017
プロジェクト番号	S1591008L

15 「選定時」及び「中間評価時」に付された留意事項及び対応

<「選定時」に付された留意事項>

なし

<「選定時」に付された留意事項への対応>

<「中間評価時」に付された留意事項>

なし

<「中間評価時」に付された留意事項への対応>

法人番号	231017
プロジェクト番号	S1591008L

16 施設・装置・設備・研究費の支出状況(実績概要)

(千円)

年度・区分	支出額	内 訳						備考
		法人負担	私学助成	共同研究機関負担	受託研究等	寄付金	その他 (収入「研修会参加費」)	
平成27年度	施設	0	0	0	0	0	0	
	装置	0	0	0	0	0	0	
	設備	0	0	0	0	0	0	
	研究費	15,913	11,003	4,910	0	0	0	
平成28年度	施設	0	0	0	0	0	0	
	装置	0	0	0	0	0	0	
	設備	0	0	0	0	0	0	
	研究費	10,994	6,998	3,996	0	0	0	15
平成29年度	施設	0	0	0	0	0	0	
	装置	0	0	0	0	0	0	
	設備	0	0	0	0	0	0	
	研究費	9,409	6,861	2,548	0	0	0	
平成30年度	施設	0	0	0	0	0	0	
	装置	0	0	0	0	0	0	
	設備	0	0	0	0	0	0	
	研究費	5,499	3,187	2,312	0	0	0	
平成31年度	施設	0	0	0	0	0	0	
	装置	0	0	0	0	0	0	
	設備	0	0	0	0	0	0	
	研究費	6,947	2,542	4,405	0	0	0	私学助成は暫定値(内示額)
総額	施設	0	0	0	0	0	0	0
	装置	0	0	0	0	0	0	0
	設備	0	0	0	0	0	0	0
	研究費	48,762	30,591	18,171	0	0	0	15
総計	48,762	30,591	18,171	0	0	0	15	

17 施設・装置・設備の整備状況 (私学助成を受けたものはすべて記載してください。)

《施設》(私学助成を受けていないものも含め、使用している施設をすべて記載してください。)

(千円)

施設の名 称	整備年度	研究施設面積	研究室等数	使用者数	事業経費	補助金額	補助主体
該当なし							

※ 私学助成による補助事業として行った新增築により、整備前と比較して増加した面積

m²

法人番号	231017
プロジェクト番号	S1591008L

《装置・設備》(私学助成を受けていないものは、主なもののみを記載してください。)

(千円)

装置・設備の名称	整備年度	型番	台数	稼働時間数	事業経費	補助金額	補助主体
(研究装置) 該当なし				h h h h			
(研究設備) 該当なし				h h h h			
(情報処理関係設備) 該当なし				h h h h			

18 研究費の支出状況

(千円)

年度	平成 27 年度		
小科目	支出額	積算内訳	
		主な用途	金額
教 育 研 究 経 費 支 出			
消耗品費	251	研究補助用消耗品	251 事務用品等消耗品
光熱水費	979	光熱水費	979 電気代など
通信運搬費	406	回線費、資料郵送など	406 電話通話料、配送料・郵送料
印刷製本費	188	セミナー等資料集印刷代	188 資料集等印刷、その他
旅費交通費	3,363	調査・研究会旅費など	3,363 フィールド調査・研究会など、その他
報酬・委託料	9,899	HP管理・ソフト開発など	9,899 HP管理・ソフト開発委託、派遣人材費・その他
(賃借料)	144	コピー機使用料など	144 コピー機年間使用料、その他
(会議費)	129	研究会時弁当など	129 研究会時弁当代、お茶代など
(その他)	484	会費、研究用資料	484 学会等参加費、研究用資料
計	15,843		15,843
ア ル バ イ ト 関 係 支 出			
人件費支出 (兼務職員)	70	研究補助	38 時給800円、年間時間数48時間、実人数1人
		研究補助	32 時給820円、年間時間数39時間、実人数1人
教育研究経費支出			
計	70		70
設 備 関 係 支 出 (1個又は1組の価格が500万円未満のもの)			
教育研究用機器備品			
図 書			
計	0		
研 究 ス タ ッ フ 関 係 支 出			
リサーチ・アシスタント			
ポスト・ドクター			
研究支援推進経費			
計	0		

法人番号	231017
プロジェクト番号	S1591008L

年 度	平成 28 年度		
小 科 目	支 出 額	積 算 内 訳	
		主 な 使 途	金 額
教 育 研 究 経 費 支 出			
消 耗 品 費	475	研究補助用消耗品	475
光 熱 水 費	841	光熱水費	841
通 信 運 搬 費	320	回線費、資料郵送など	320
印 刷 製 本 費	20	案内チラシ印刷など	20
旅 費 交 通 費	2,377	調査・研究会旅費など	2,377
報 酬 ・ 委 託 料	6,308	派遣スタッフ人件費	6,308
(賃 借 料)	120	コピー機使用料など	120
(会 議 費)	56	研究会時弁当など	56
(その他)	240	研究用資料、会費	240
計	10,757		10,757
ア ル バ イ ト 関 係 支 出			
人件費支出 (兼務職員)	237	研究補助	61
		研究補助	176
教育研究経費支出			
計	237		237
設 備 関 係 支 出(1個又は1組の価格が500万円未満のもの)			
教育研究用機器備品			
図 書			
計	0		
研 究 ス タ ッ フ 関 係 支 出			
リサーチ・アシスタント			
ポスト・ドクター			
研究支援推進経費			
計	0		

年 度	平成 29 年度		
小 科 目	支 出 額	積 算 内 訳	
		主 な 使 途	金 額
教 育 研 究 経 費 支 出			
消 耗 品 費	164	研究補助用消耗品	164
光 熱 水 費	918	光熱水費	918
通 信 運 搬 費	414	回線費、資料郵送など	414
印 刷 製 本 費	240	セミナー等資料集印刷代	240
旅 費 交 通 費	1,923	調査・研究会旅費など	1,923
報 酬 ・ 委 託 料	4,837	派遣スタッフ人件費など	4,837
(賃 借 料)	373	施設賃料	373
(会 議 費)	97	研究会時弁当など	97
(その他)	225	研究用資料、会費	225
計	9,191		9,191
ア ル バ イ ト 関 係 支 出			
人件費支出 (兼務職員)	218	研究補助	164
		研究補助	54
教育研究経費支出			
計	218		218
設 備 関 係 支 出(1個又は1組の価格が500万円未満のもの)			
教育研究用機器備品			
図 書			
計	0		
研 究 ス タ ッ フ 関 係 支 出			
リサーチ・アシスタント			
ポスト・ドクター			
研究支援推進経費			
計	0		

法人番号	231017
プロジェクト番号	S1591008L

年 度	平成 30 年度			
小 科 目	支 出 額	積 算 内 訳		
		主 な 使 途	金 額	主 な 内 容
教 育 研 究 経 費 支 出				
消 耗 品 費	240	研究補助用消耗品	240	事務用品等消耗品
光 熱 水 費	957	光熱水費	957	電気代など
通 信 運 搬 費	313	回線費、資料郵送など	313	電話通話料、配送料・郵送料
印 刷 製 本 費	243	セミナー等資料集印刷代	243	資料集等印刷、その他
旅 費 交 通 費	1,211	調査・研究会旅費など	1,211	調査・研究会・外国人招聘など、その他
報 酬 ・ 委 託 料	2,244	派遣スタッフ人件費など	2,244	講師謝礼、事務補助者派遣料、ソフト開発経費など
(賃 借 料)	136	施設賃料	136	施設賃料、コピー機年間使用料・その他
(会 議 費)	23	研究会時弁当など	23	研究会時弁当代、お茶代など
(そ の 他)	132	研究用資料、会費	132	研究用資料、会費など
計	5,499		5,499	
ア ル バ イ ト 関 係 支 出				
人件費支出 (兼務職員)				
教育研究経費支出				
計	0		0	
設 備 関 係 支 出(1個又は1組の価格が500万円未満のもの)				
教育研究用機器備品				
図 書				
計	0			
研 究 ス タ ッ フ 関 係 支 出				
リサーチ・アシスタント				
ポスト・ドクター				
研究支援推進経費				
計	0			

年 度	平成 31 年度 令和元年			
小 科 目	支 出 額	積 算 内 訳		
		主 な 使 途	金 額	主 な 内 容
教 育 研 究 経 費 支 出				
消 耗 品 費	250	研究補助用消耗品	250	事務用品等消耗品
光 熱 水 費	933	光熱水費	933	電気代など
通 信 運 搬 費	134	回線費、資料郵送など	134	電話通話料、配送料・郵送料
印 刷 製 本 費	546	セミナー等資料集印刷代	546	資料集、報告書など印刷
旅 費 交 通 費	1,383	調査・研究会旅費など	1,383	フィールド調査・研究会など、その他
報 酬 ・ 委 託 料	3,228	講師謝金など	3,228	講師、資料作成等謝金、その他
(賃 借 料)	119	施設賃料	119	施設賃料、コピー機年間使用料
(会 議 費)	92	研究会時弁当など	92	研究会時弁当代、お茶代など
(そ の 他)	262	研究用資料、会費	262	研究用資料、学会等参加費
計	6,947		6,947	
ア ル バ イ ト 関 係 支 出				
人件費支出 (兼務職員)				
教育研究経費支出				
計	0		0	
設 備 関 係 支 出(1個又は1組の価格が500万円未満のもの)				
教育研究用機器備品				
図 書				
計	0			
研 究 ス タ ッ フ 関 係 支 出				
リサーチ・アシスタント				
ポスト・ドクター				
研究支援推進経費				
計	0			